

# どうする？ 空き家問題



国土政策課 ☎43-2824 市ホームページ内で「空き家」を検索

近年、空き家の数が増加しており、「空き家問題」という言葉を見聞きすることが増えてきました。市では、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、令和3年3月に「八戸市空家等対策計画」を策定し、取り組みを進めています。

今回は、空き家を放置すると起こる問題や空き家にしないための準備について一緒に考えてみましょう。

## 空き家、そのままにしていませんか？

人が住んでいない・管理を行っていない空き家は、傷みが早く、いざ空き家を活用しようとしても、改修費用や草木の除去などに多額の費用がかかってしまう可能性があります。空き家は個人の資産です。近隣などに迷惑をかけないよう、空き家の所有者はきちんと管理する責任があります。

### 空き家のデメリット

#### 近隣住民に迷惑をかけます

適切に管理がされていない空き家は、老朽化が進むだけでなく、周辺的生活環境にさまざまな影響があります。

#### 損害賠償の可能性も

屋根や外壁が落下、崩れるなどして、他人が怪我をした場合、空き家の所有者の責任となり **損害賠償** を問われる可能性があります。

#### 税金の負担が増えます

適切な管理がされていない空き家と判断された場合、その土地は「住宅用地」ではなくなり、適用されている特例措置が解除される場合があります。解除されると、固定資産税の負担が大きくなります。



## 空き家を放置しないためには？

### ・現在の登記を確認！

登記が適切にされていないと建物を売却する場合などに影響があるため、まずは登記の名義が誰になっているのか法務局で確認してみましょう。

### ・空き家の発生原因の半分以上が相続です

家を誰が相続するのか、相続後は誰が住むのか、売するのか貸すのか、それとも解体するのかなど、ご自身が元気なうちに家族と話し合っておきましょう。

## 困ったときは専門家の出番！

空き家に関する相談は、八戸市空き家相談協力員(弁護士・司法書士・宅地建物取引士等)を活用してみましょう。相談は初回無料(時間制限有り)で対応します。具体的に業務を依頼する場合は有料となりますのでご注意ください。

